

令和8年竹田市農業委員会第6回総会議事録

1. 日 時 令和8年6月4日（木） 午後2時00分 ～ 午後3時01分

2. 場 所 竹田市役所 3階会議室

3. 出席委員 11名

1番 山本昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
9番 本郷 敦子 11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子

4. 欠席委員 2名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤哲也 事務局次長：馬場勇二 主幹兼係長：伊藤慎弥 専門員：佐藤俊郎
農政課主査：工藤大夢

6. 議事

議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 21件

議案第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転） 1件

議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 9件

議案第35号 非農地証明について 4件

議案第36号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について 1件

副会長

あいさつ

局長

只今の出席委員数は11人で定足数に達しています。

(14時01分)

議長

只今から、令和8年竹田市農業委員会第6回総会を開会いたします。本日の議事日程は、タブレットに配信してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は1番 山本昭雄委員、2番 改木謙士委員の両名を指名いたします。

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第13号について報告します。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が2件ありましたので報告します。続いて報告第14号について報告をします。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が7件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、これで報告事項を終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 21件

議案第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転） 1件

議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 9件

議案第35号 非農地証明について 4件

議案第36号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について 1件

以上36案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第32号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 工藤主査

議案第32号は農地中間管理事業により土地所有者である貸出人から大分県農業農村振興公社を介し、借り受け人へ権利の設定を行うものです。

貸付調書1ページ、1番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書2ページ、2番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由

は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書3ページ、3番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書4ページ、4番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書5ページ、5番の案件は、〇〇〇〇から、〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書6ページ、6番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書7ページ、7番の案件は、2人の貸出人から〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書8ページ、8番の案件は、2人の貸出人から〇〇〇〇へ、8年9カ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書9ページ、9番の案件は、2人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書10ページ、10番の案件は、堀勇進氏から吉良和政氏へ、9年6ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書11ページ、11番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書12ページ、12番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書13ページ、13番の案件は、4人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書14ページ、14番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書15ページ、15番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書16ページ、16番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書17ページ、17番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、9年7ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書18ページ、18番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書19ページ、19番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書20ページ、20番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書21ページ、21番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。以上です。

議長

只今、議案第32号について担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第32号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって議案第32号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課は退席してください。ありがとうございました。

(14時13分)

議長

続いて議案第33号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第33号の案件は、所有者が規模縮小を希望しており、近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、大分県農業農村振興公社へ所有権を移転するものです。

議長

只今、議案第33号について、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第33号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第33号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積等促進計画の要請については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。なお、議案第34号は議事参与の制限により、分割して質疑、採決を行います。

議長

最初に9番を審議します。4番 首藤徳子委員は一時退席をお願いします。

議案第34号の9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第34号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から 譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字下田北字山須〇〇〇〇 外1筆 田1筆 畑1筆 合計面積3,145平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は50,535平方メートルです。

議長

9番の調査は私が行いましたので報告します。

11番 工藤明秀委員

議案第34号の9番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター3台、コンバイン1台、田植機共有2台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第34号の9番について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

11番 工藤明秀委員

ちなみに、譲渡人のこの土地は、その隣接地を通らないと道がないみたいです。〇〇〇〇の土地を通らないと道がないらしいです。現地に行って確認できました。飛地みたいになっています。今までも小作をされていたのではないかと思います。今回3条という運びになったと思います。

議長

ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第34号の9番について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第34号の9番については、これを許可することに決定します。

議長

4番 首藤徳子委員は、ご着席ください。

議長

続いて1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第34号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字平田字平〇〇〇〇
〇 外4筆 田5筆 合計面積1,632平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は
5,952平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第34号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター1台、耕うん機3台を所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第34号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字飛田川字橋本〇

〇〇〇 外1筆 畑2筆 合計面積330平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は申請地のみの330平方メートルです。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

議案第34番の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は、耕うん機1台、草刈機1台を所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第34号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字米納字油瀬〇〇〇〇 田1筆 面積466平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は12,968平方メートルです。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第34号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、あぜ塗機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第34号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町南河内字仲村〇〇〇〇 田1筆 面積537平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は5,436平方メートルです。

議長

1 番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1 番 山本昭雄委員

議案第34号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台、田植機1台、その他を所有しており、稲作、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第34号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から 譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町北原字北原〇〇〇 外1筆 畑2筆 合計面積6,815平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は12,845平方メートルです。

議長

8 番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8 番 上野一男委員

議案第34号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第34号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から 譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字神ノ木〇〇〇〇 外2筆 田3筆 合計面積3,220平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は76,070平方メートルです。

議長

3 番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第34号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、耕うん機1台、その他草刈機を所有しており、稲作、花卉中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思ゑまゝす。

議長

続いて7番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第34号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から 譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字神ノ木〇〇〇〇 外2筆 田1筆 畑2筆 合計面積3, 192平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は33, 994平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第34号の7番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、草刈機を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思ゑまゝす。

議長

続いて8番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第34号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から 譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字平原〇〇〇〇 外1筆 畑2筆 合計面積3, 613平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は13, 877平方メートルです。

議長

8番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

8番 首藤徳子委員

報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター2台、コンバイン1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第34号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第34号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第35号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

議長

1番の案件について、事務局に説明求めます。

事務局

議案第35号1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字会々字七里〇〇〇〇 外1筆 登記地目 畑2筆 合計面積591平方メートルを非農地申請したものです。申請地は、相続した土地ですが、20年以上前から耕作希望者もなく又、近隣に管理できる者もなく、現況は山林となっています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

1番の案件の調査報告をいたします。5月29日に秦委員、伊藤係長、佐藤専門員と私の4名で現地確認をいたしました。現地確認の結果、現況は山林となっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第35号2番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字中字白土川〇〇〇〇 外29筆登記地目 田25筆 畑5筆 合計面積18,855平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡き父が耕作していたが、獣害がひどく体調も崩したため、平成17年頃より農地の管理ができなくなり、現況は山林原野となっています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

2番の案件の調査報告をいたします。この地区は山間地にある集落であります。30筆全て現地調査をいたしました。現地確認の結果、現況は山林原野になっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第35号3番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字下志土知字馬場ノ尾〇〇〇〇 登記地目 田1筆 面積1,218平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡き父が耕作していたが、獣害がひどいため、平成17年頃より農地の管理ができなくなり、現況は原野となっています。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

3番の案件の調査報告をいたします。現地確認の結果、現況は原野になっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。昔の志土知小学校の近くでした。周りは耕作している所が少なく厳しい地区でした。

議長

続いて4番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第35号4番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市久住町大字久住字神馬山〇〇〇〇 登記地目 田1筆 面積595平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、厩舎を建てるため西側の整地を行い、東側を農地として利用していたが、獣害がひどく耕作できなくなり平成10年ごろから耕作放棄となり農地の管理ができなくなり、現況は雑種地となっています。

議長

4番の調査は私が行いましたので報告します。

11番 工藤明秀委員

4番の案件の調査報告をいたします。現地確認の結果、現況は雑種地になっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。ビニールハウス2棟載っていますが、現在1棟しかありません。現在の宅地の乗り入れ、私道に利用されていますので状況は雑種地の状態です。

議長

只今、議案第35号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第35号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって、議案第35号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第36号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号は追加議案になります。タブレットに配信しております追加議案書をご覧ください。この案件は、農業委員会法第37条の規定により農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況等について、毎年6月30日までに公表することが義務づけられています。全国農業会議所によりインターネットで公表されます。

年度当初に掲げた農業委員会の活動の目標設定等について、年度末にどれだけ達成できたかを点検・評価するものです。

議案書の2ページには、令和7年4月1日現在の「農業委員会の状況」を記載しています。3ページからは「最適化活動の実施状況」を記載しています。3ページの「1最適化活動の成果目標（1）農地の集積」については、「②目標 今年度末の集積面積3,278ヘクタール」に対し、「③実績 今年度末の集積面積3,223ヘクタール」であり、「99.2パーセント」の達成となっています。続いて「（2）遊休農地の発生防止・解消」について記載しています。4ページ中段からは「（3）新規参入の促進」についてを記載しています。5ページ中段から6ページにかけては「2最適化活動の活動目標」です。日数目標、活動強化月間、新規参入相談会の実績等を記載しています。

以上、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご審議願うものです。

議長

委員の皆さんに十分目をとおしていただくため、暫く休憩いたします。

（14：42）

議長

再開します。ご意見、質疑はありませんか。

（14：49）

3番 猪九州男委員

議案書5ページの最適化活動の活動目標は、月に6回となっている。委員は月何回活動しているのか。

事務局

6回は出ていません。全体を平均すると2回出ていない位です。

3番 猪九州男委員

最適化推進委員さんの中には全く出したことがないという人も聞く。

11番 工藤明秀委員

委員の皆さんも近隣の推進委員さんと話したり情報を交換することもあるかと思います。私も聞くと活動しているのに記録を出さないという人がかなりいる。もう少しうまく出来る方法がないと、せっかく活動しているのに報告してなくて勿体ないと思います。今後の農業委員会含めて課題かなと思う。せっかく活動しているのに意見や推進委員さんが取り得た情報が挙がってこないというのが勿体ない。聞いて話したりしないと中々こちら聞き取りができない状況にある。活動をただ単に目標に掲げただけでは難しいかなと思う。新規推進委員さんや委員さんの辞令交付後の説明などで活動記録の取り方の工夫ができるのでは。

12番 後藤恵美子委員

活動記録の記帳について、1回も出していない推進委員に、提出しないと旅費が出ない旨言ったのですが、

その委員さんは、全体集計で旅費が確定すると勘違いしていた。初めの説明会に出席していたけれども、報告書を出した方がよいと理解していなかった。その方は、農家の方と農地の件でよく話されているんですが、些細な内容を書いて出すのも遠慮しているところもあって、勿体ないような感じがする。もう一人の方は、書くのが面倒だと、私と一緒に活動した時は名前も併記したけれども、自身で書いて提出しないといけないと何度も言うけれども、書くというのがネックになっている。半年ほど前の農業新聞に活動記録用紙の工夫をしている自治体が掲載されていました。文書で書くというより様々な予想できる項目を並べておりチェックするようになっており、日付と相手の名前を書く程度で提出できるようにしたら、日数が増え良くなったという記事を読んだ。日報は全国で決まったスタイルなんでしょうけれども、そこは独自に活動記録用紙を作ってやっているから良くなったという報告が出ていた。毎日書くということが難しい、実際は2日程度でないと思うので、何とか改善していただけたらいいんじゃないかなと思います。

11番 工藤明秀委員

活動記録の冊子を皆さん頂いてますけど、あのパターンだけを与えるのではなくて、今まで皆さんが提出された事例を事務局で印刷したものを新任推進委員さんの説明会の場で出されてはどうか。活動記録の提出も増えるのではないかなと思う。活動記録の作成において、冊子の内容だけでは少ないように感じる。

12番 後藤恵美子委員

冊子の内容によっては活動内容がどれに当てはまるのかわからない場合がある。ちょっとした内容で書いていいのか遠慮もあるみたいです。農地に関しては多いも少ないもないので、是非事例集の作成をしていただくことと、記録簿に印を付けるとか簡単にしたら提出が増えると思います。

事務局

記録簿は、統一的なので農業会議、県に確認したい。ただ、今年度は変わることがないと思いますが、意見として出していきたい。また、新しい委員には丁寧に説明をしていきたい。

議長

他に、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第36号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第36号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして令和8年竹田市農業委員会 第6回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時01分)